

令和 7 年度 動物実験等の実施に関する状況

■飼養動物種および動物数（令和 8 年 3 月 31 日現在）

動物種	飼養数
マウス	5,679
ラット	77
サル	14
マーモセット	46
ブタ	21
ウシ	146
ウマ	22
スunks	22
ツパイ	45
ゼブラフィッシュ	1,300

■飼養保管施設（令和 8 年 3 月 31 日現在）

飼養保管施設数	35※
---------	-----

主要な飼養保管施設の名称：

- ・先端科学研究推進センター動物実験施設
- ・共同獣医学部総合動物実験施設

※主要な飼養保管施設以外は、建物ではなく個々の飼養保管室。

■動物実験計画の年間承認件数

令和 7 年度承認件数	230
-------------	-----

■教育訓練実施状況

年度	実施日		区分	受講者数
令和 7 年度 (22 回)	第 1 回	令和 6 年 4 月 4 日	郡元	62
	第 2 回	令和 7 年 4 月 16 日	桜ヶ丘	27
	第 3 回	令和 7 年 4 月 22 日	桜ヶ丘	116
	第 4 回	令和 7 年 5 月 15 日	桜ヶ丘	17
	第 5 回	令和 7 年 6 月 18 日	桜ヶ丘	1
	第 6 回	令和 7 年 6 月 25 日	桜ヶ丘	24
	第 7 回	令和 7 年 7 月 24 日	桜ヶ丘	8

	第 8 回	令和 7 年 8 月 27 日	桜ヶ丘	9
	第 9 回	令和 7 年 9 月 11 日	桜ヶ丘	1
	第 10 回	令和 7 年 9 月 25 日	桜ヶ丘	18
	第 11 回	令和 7 年 10 月 6 日	桜ヶ丘	41
	第 12 回	令和 7 年 10 月 7 日	桜ヶ丘	2
	第 13 回	令和 7 年 10 月 8 日	桜ヶ丘	3
	第 14 回	令和 7 年 10 月 9 日	桜ヶ丘	54
	第 15 回	令和 7 年 10 月 29 日	桜ヶ丘	12
	第 16 回	令和 7 年 11 月 20 日	桜ヶ丘	5
	第 17 回	令和 7 年 11 月 26 日	桜ヶ丘	1
	第 18 回	令和 7 年 12 月 17 日	桜ヶ丘	1
	第 19 回	令和 7 年 12 月 23 日	桜ヶ丘	1
	第 20 回	令和 8 年 1 月 29 日	桜ヶ丘	6
	第 21 回	令和 8 年 2 月 3 日	桜ヶ丘	1
	第 22 回	令和 8 年 3 月 19 日	桜ヶ丘	12
	合計			422

実施内容概略：

- (1) 動物実験関連法令、指針等について
- (2) 動物実験に関して本学の定める規則等について
- (3) 動物実験等の方法に関する基本的事項について
- (4) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項について
- (5) 安全確保、安全管理に関する事項について
- (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項について

■動物実験委員会委員一覧

委員部局	職 名	専門分野	備 考
理事	理事	内科学	1号委員
先端科学研究推進センター	技術専門職員	実験動物学	2号委員
法文学部	教授	比較心理学	3号委員
教育学部	准教授	進化生態学	3号委員
理学部	准教授	神経生物学	3号委員
医学部	教授	基礎理学療法学	3号委員
歯学部	准教授	生化学	3号委員
工学部	准教授	神経科学	3号委員
農学部	准教授	動物行動学	3号委員
共同獣医学部	准教授	獣医微生物学	3号委員
水産学部	教授	魚類神経科学	3号委員
医歯学総合研究科	教授	免疫学	3号委員
附属病院	教授	泌尿器科学	3号委員
人文社会科学研究科	教授	比較心理学	3号委員 再掲
教育学研究科	准教授	進化生態学	3号委員 再掲
保健学研究科	教授	基礎理学療法学	3号委員 再掲
理工学研究科	准教授	天然物有機化学	3号委員
農林水産学研究科	准教授	動物行動学	3号委員 再掲
農林水産学研究科	教授	魚類神経科学	3号委員 再掲
連合農学研究科	准教授	動物行動学	3号委員 再掲
共同獣医学研究科	准教授	獣医微生物学	3号委員 再掲
共同獣医学部	准教授	獣医微生物学	4号委員 再掲
先端科学研究推進センター	准教授	実験動物学	4号委員
共同獣医学部	教授	実験動物学	5号委員
先端科学研究推進センター	技術専門職員	実験動物学	5号委員 再掲
水産学部	教授	環境毒性学	6号委員
共通教育センター	教授	霊長類学	7号委員

○国立大学法人鹿児島大学動物実験委員会規則

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長が指名する理事
- (2) 先端科学研究推進センター長が指名する者 1名
- (3) 各学部、各研究科(大学院臨床心理科学研究科を除く。)及び附属病院の教授、准教授又は講師のうちから選出された者各1名
- (4) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 2名
- (5) 実験動物に関して優れた識見を有する者 2名
- (6) 実験者以外の学識経験者 若干名
- (7) その他学長が必要と認める者